

平成 27 年 5 月 18 日開会

平成 27 年 5 月

市議会臨時会議案書

寝屋川市

目 次

| 番 号 | 案 件 | 頁 |
|--------|--|----|
| 報告第1号 | 専決処分の報告（寝屋川市税条例等の一部改正） | 1 |
| 報告第2号 | 専決処分の報告（平成26年度寝屋川市一般会計補正予算（第7号）） | 別冊 |
| 報告第3号 | 専決処分の報告（平成26年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）） | 別冊 |
| 報告第4号 | 専決処分の報告（平成26年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）） | 別冊 |
| 議案第30号 | 寝屋川市介護保険条例の一部改正 | 10 |
| 議案第31号 | 平成27年度寝屋川市一般会計補正予算（第1号） | 別冊 |
| 議案第32号 | 平成27年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第1号） | 別冊 |
| 議案第33号 | 有功者の選定（北 口 裕 文） | 12 |
| 議案第34号 | 有功者の選定（安 田 勇） | 14 |
| 議案第35号 | 有功者の選定（中 谷 光 夫） | 16 |
| 議案第36号 | 有功者の選定（松 尾 信 次） | 18 |
| 議案第37号 | 有功者の選定（田 中 久 子） | 20 |
| 議案第38号 | 有功者の選定（高 田 政 廣） | 22 |

| 番 号 | 案 件 | 頁 |
|----------|-----------------|----|
| 議案第 39 号 | 有功者の選定（南 部 創） | 24 |
| 議案第 40 号 | 有功者の選定（宮 本 正 一） | 26 |
| 議案第 41 号 | 有功者の選定（高 田 晃 男） | 28 |
| 議案第 42 号 | 有功者の選定（吉 岡 國 夫） | 30 |
| 議案第 43 号 | 有功者の選定（池 田 眞 之） | 33 |

報告第 1 号

専 決 処 分 の 報 告

寝屋川市税条例等の一部改正について、別紙のとおり平成 27 年 3 月 31 日専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

平成 27 年 5 月 18 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

専決第 4 号

寝屋川市税条例等の一部改正

寝屋川市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 31 日専決

寝屋川市長 馬 場 好 弘

寝屋川市条例第 13 号

寝屋川市税条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市税条例の一部改正)

第1条 寝屋川市税条例（平成16年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、施行令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第46条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第47条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第48条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第65条及び第67条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第81条第2項、第100条第2項及び第123条の2第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第133条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第11条の2の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第12条を次のように改める。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第12条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第24条の2第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条第4項の規定による申告書の提出(第30条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第12条の次に次の1条を加える。

第12条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第14条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第16条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第17条の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第18条（見出しを含む。）、第20条（見出しを含む。）、第22条、第24条（見出しを含む。）、第25条（見出しを含む。）及び第27条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第29条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に改める。

附則第32条第2項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則第36条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成

30年3月31日」に改める。

附則第37条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

第37条の2 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第95条第2号ア | 3,900円 | 1,000円 |
| | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第95条第2号ア | 3,900円 | 2,000円 |
| | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に

初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------------|----------|---------|
| 第 95 条第 2 号ア | 3,900 円 | 3,000 円 |
| | 6,900 円 | 5,200 円 |
| | 10,800 円 | 8,100 円 |
| | 3,800 円 | 2,900 円 |
| | 5,000 円 | 3,800 円 |

(寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年寝屋川市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中附則第 37 条の次に 1 条を加える改正規定を次のように改める。

附則第 37 条の 2 第 3 項中「附則第 30 条第 3 項第 1 号」を「附則第 30 条第 5 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「附則第 30 条第 2 項第 1 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「附則第 30 条第 1 項第 1 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号」に、「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下
この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を
経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 95 条の規定の適
用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------------|----------|----------|
| 第 95 条第 2 号ア | 3,900 円 | 4,600 円 |
| | 6,900 円 | 8,200 円 |
| | 10,800 円 | 12,900 円 |
| | 3,800 円 | 4,500 円 |

| | | |
|--|--------|--------|
| | 5,000円 | 6,000円 |
|--|--------|--------|

附則第1条第2号中「第95条の改正規定」を「第95条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「及び第49条第1項の改正規定並びに同条例附則第37条の次に1条を加える」を「、第49条第1項及び第95条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）並びに同条第3号の改正規定並びに同条例附則第37条の2の」に、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第95条」を「第95条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 新条例第95条第1号、第2号（「3,600円」に係る部分に限る。）及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第37条の2」を「附則第37条の2第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中寝屋川市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第2号及び第4号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第12条の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する新条例附則第12条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

- 3 新条例附則第12条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

- 4 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年

度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成26年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分(新条例附則第37条の2を除く。)は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第37条の2の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中特別土地保有税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の特別土地保有税について適用し、平成26年度分までの特別土地保有税については、なお従前の例による。

寝屋川市介護保険条例の一部改正

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 5 月 18 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市介護保険条例（平成 12 年寝屋川市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,260 円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の寝屋川市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第 5 条第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定したいので、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

平成 27 年 5 月 18 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

| | |
|------|---------------------|
| 住 所 | [REDACTED] |
| 氏 名 | 北 口 裕 文 (きたぐち ひろふみ) |
| 生年月日 | [REDACTED] |

理 由

次頁推薦書のとおり功勞顯著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 北 口 裕 文 (きたぐち ひろふみ)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

府議会議員 16年

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|---------|-----------------------------------|
| 大阪府議会議員 | 平成 11 年 4 月 30 日～平成 27 年 4 月 29 日 |

(参考)

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|------------|------------|
| [REDACTED] | [REDACTED] |

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定したいので、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

平成 27 年 5 月 18 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

住 所

氏 名

生年月日

安 田 勇（やすだ いさむ）

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 安 田 勇 (やすだ いさむ)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

市議会議員 36年

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|----------|----------------------------------|
| 寝屋川市議会議員 | 昭和 54 年 5 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日 |

(参考)



| 職 名 | 在 職 期 間 |
|------------|------------|
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定したいので、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

平成 27 年 5 月 18 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

| | |
|------|--|
| 住 所 |  |
| 氏 名 | 中 谷 光 夫 (なかたに みつお) |
| 生年月日 |  |

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 中 谷 光 夫 (なかに みつお)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴
市議会議員 12年

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|----------|----------------------------------|
| 寝屋川市議会議員 | 平成 15 年 5 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日 |

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定したいので、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

平成 27 年 5 月 18 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

住 所

氏 名

生年月日

松 尾 信 次 (まつお しんじ)

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 松 尾 信 次 (まつお しんじ)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

市議会議員 32年

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|----------|----------------------------------|
| 寝屋川市議会議員 | 昭和 58 年 5 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日 |

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定したいので、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

平成 27 年 5 月 18 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

住 所 [REDACTED]
氏 名 田 中 久 子 (たなか ひさこ)
生年月日 [REDACTED]

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 田 中 久 子 (たなか ひさこ)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

市議会議員 16年



| 職 名 | 在 職 期 間 |
|----------|----------------------|
| 寝屋川市議会議員 | 平成11年5月1日～平成27年4月30日 |

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定したいので、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

平成 27 年 5 月 18 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

住 所 
氏 名 高 田 政 廣（たかだ まさひろ）
生年月日 

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 高 田 政 廣 (たかだ まさひろ)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

市議会議員 16年

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|----------|----------------------------------|
| 寝屋川市議会議員 | 平成 11 年 5 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日 |

(参考)

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|------------|------------|
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定したいので、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

平成 27 年 5 月 18 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

住 所

[Redacted]

氏 名

南 部 創 (なんぶ はじめ)

生年月日

[Redacted]

理 由

次頁推薦書のとおり功勞顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 南 部 創 (なんぶ はじめ)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

市議会議員 20年

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|----------|---------------------|
| 寝屋川市議会議員 | 平成7年5月1日～平成27年4月19日 |

(参考)

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|------------|------------|
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定したいので、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

平成 27 年 5 月 18 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

住 所 [REDACTED]
氏 名 宮 本 正 一 (みやもと しょういち)
生年月日 [REDACTED]

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 宮 本 正 一 (みやもと しょういち)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

市議会議員 20年

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|----------|---------------------|
| 寝屋川市議会議員 | 平成7年5月1日～平成27年4月19日 |

(参考)

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|------------|------------|
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |

議案第 41 号

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定したいので、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

平成 27 年 5 月 18 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

住 所

氏 名

生年月日

高 田 晃 男（たかだ てるお）

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 高 田 晃 男 (たかだ てるお)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

公平委員会委員 20年

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|---------|-----------------------|
| 公平委員会委員 | 平成6年11月1日～平成26年10月31日 |

(参考)

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|------------|------------|
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定したいので、寢屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寢屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

平成 27 年 5 月 18 日提出

寢屋川市長 馬 場 好 弘

住 所 [REDACTED]
氏 名 吉 岡 國 夫 (よしおか くにお)
生年月日 [REDACTED]

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
 氏 名 吉 岡 國 夫 (よしおか くにお)
 生 年 月 日 [REDACTED]
 年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

収入役・市職員

功 績 内 容

昭和 38 年 3 月に、寝屋川市に奉職以来、約 41 年間にわたり、市職員として公共の福祉増進に努めた。また、平成 15 年 10 月に収入役就任後は、よく市長を補佐し、厳しい財政状況の中、効率的かつ効果的な行財政運営に努め、平成 16 年度普通会計において実質収支、単年度収支ともに黒字に転じさせるなど、市政の発展に貢献をした。

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|-------------------|------------------------------------|
| 企画財政部企画室長(総括参事待遇) | 平成 3 年 5 月 15 日～平成 3 年 9 月 30 日 |
| 企画財政部企画室長(総括参事待遇) | 平成 3 年 10 月 1 日～平成 4 年 4 月 9 日 |
| 兼次長(生活文化課・財政課担当) | |
| 企画財政部長 | 平成 4 年 4 月 10 日～平成 5 年 11 月 16 日 |
| 総務部職員長(部長待遇) | 平成 5 年 11 月 17 日～平成 6 年 4 月 7 日 |
| 総務部長 | 平成 6 年 4 月 8 日～平成 7 年 7 月 19 日 |
| 環境事業部長 | 平成 7 年 7 月 20 日～平成 8 年 4 月 19 日 |
| 環境部長 | 平成 8 年 4 月 20 日～平成 10 年 4 月 19 日 |
| 理事兼環境部長 | 平成 10 年 4 月 20 日～平成 11 年 9 月 30 日 |
| 理事兼企画財政部長兼企画室長 | 平成 11 年 10 月 1 日～平成 11 年 10 月 20 日 |
| 理事兼企画財政部長 | 平成 11 年 10 月 21 日～平成 13 年 3 月 31 日 |

| | |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| 理事（市長室・企画財政部・総務部 担当） | 平成 13 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日 |
| 理事（都市再生担当兼市長室・企画 財政部・総務部担当） | 平成 14 年 4 月 1 日～平成 15 年 7 月 6 日 |
| 理事（市長室・企画財政部・人・ふ れあい部・総務部担当） | 平成 15 年 7 月 7 日～平成 15 年 9 月 30 日 |
| 収入役 | 平成 15 年 10 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日 |

議案第 43 号

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定したいので、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

平成 27 年 5 月 18 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

| | |
|------|----------------------|
| 住 所 | ████████████████████ |
| 氏 名 | 池 田 眞 之 (いけだ まさゆき) |
| 生年月日 | ████████████████████ |

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 池 田 眞 之 (いけだ まさゆき)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

商業団体連合会会員 25年11月
商業団体連合会会長 17年7月
商業団体連合会副会長 5年
商業団体連合会専務理事 3年4月

功 績 内 容

産業振興の中心的役割を担う寝屋川市商業団体連合会の設立に尽力するとともに、昭和63年4月の設立当初から約26年間にわたり、会長及び副会長並びに専務理事を務められ、地域の活性化とにぎわいの創出に貢献をした。

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|-------------|-----------------------|
| 商業団体連合会会員 | 昭和63年4月30日～平成26年3月31日 |
| 商業団体連合会会長 | 昭和63年4月30日～平成2年3月31日 |
| ” | 平成7年4月1日～平成17年3月31日 |
| ” | 平成20年8月1日～平成26年3月31日 |
| 商業団体連合会副会長 | 平成2年4月1日～平成7年3月31日 |
| 商業団体連合会専務理事 | 平成17年4月1日～平成20年7月31日 |

(参考)

| 職 名 | 在 職 期 間 |
|------------|------------|
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |